

須恵町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

須恵町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、須恵町農業委員会に係る標記指針を下記のとおりに定める。

記

1. 遊休農地の解消について

- (1) 5年後の遊休農地面積 1 h a 以内に抑える

【目標設定の考え方】

遊休農地を早い段階で解消するため、農業委員会における最適化活動を推進し、5年間で1 h a 以内に抑える。

- (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農地パトロールにより遊休農地を把握し、所有者の利用意向調査や相談・指導を行う。また、農地中間管理機構とも連携を行い遊休農地の解消に努める。
- ・農地利用意向調査後に、現況に応じて「非農地判断」を実施する。

2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 0. 1 h a

【目標設定の考え方】

町内認定農業者数および過去5年間の実績により設定した。

- (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

関係機関と連携し、新規参入者のサポートを行う。また、利用権設定等による担い手への農地集積を進める。

3. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 1 経営体

【目標設定の考え方】

過去5年間の実績により設定した。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

関係機関と連携し、新規就農へのサポート体制を構築していく。